

## その他の高齢者福祉・保健サービス

高齢者が受けられる福祉サービスを介護保険対象と対象外の「在宅サービス」「施設サービス」に区分して説明してまいりましたが、ここでは「在宅・施設に区分することが困難な介護保険以外の高齢者福祉・保健サービスについて、その種類と概要などを説明します。



## ==== 高齢者と若者のふれあい住宅 ====

ひとり暮らしの高齢者が住み慣れた地域で、若い人々と日常的に交流を図りながら、生き生きと生活ができるように工夫された高齢者と若者の共同住宅です。

### ～内 容～

高齢者と若者が個々のプライバシーを保ちながら、一つ屋根の下で共同生活ができるように工夫されています。

現在、雄飛が丘仲区と新通10丁目にそれぞれ2棟あり、高齢者16名と若者16名が入居できます。

### ～入居できる方～

#### (1) 高齢者住宅

町内に居住するおおむね60歳以上のひとり暮らしの女性で、自立して日常生活を営むことができる方

#### (2) 若者住宅

帯広大谷短期大学の学生で学長推薦のある方

### ～入居料金～

#### (1) 高齢者住宅

月額 10,400円～20,300円

(場所、経過年数、本人の収入等により異なります。)

#### (2) 若者住宅

月額 20,000円～25,000円

(場所により異なります。)

### ～申込み・問合せ～

役場福祉課福祉係  
音更町元町2番地

電話 42-2111 内線524・523

## ===== 長寿医療制度（後期高齢者医療制度） =====

平成20年4月1日から老人保健制度に代って、長寿医療制度（後期高齢者医療制度）が開始されました。

満75歳以上（一定の障害のある人は満65歳以上）の高齢者は長寿医療制度によって診療を受けることになります。

～内容（一部負担金）～

入院外（外来）・入院 医療費の1割（一定以上所得者は、3割）  
1ヶ月の患者負担の限度額は次の表のとおり定められています。

区 分	患 者 負 担 限 度 額	
	外 来 (個人ごとに計算します)	世帯単位で入院と外来が複数あった 場合は合算します
一定以上所得者 1	44,400円	80,100円 + (かかった医療費 267,000円) × 1%
一 般	12,000円	44,400円
低所得者	2	24,600円
	3	15,000円

- 1 同一世帯に一定の所得以上（課税所得が145万円以上）の長寿医療で医療を受ける方がいる方、長寿医療で医療を受ける方の収入の合計が、単身世帯383万円未満、2人以上世帯520万円未満の場合は、申請により1割負担になります。
- 2 住民税非課税の世帯に属する方（低所得 以外）
- 3 住民税非課税の世帯で、世帯員全員の所得が必要経費、控除を差し引いたときに0となる方（年金収入80万円以下）
- 4 平成21年1月からは、月の途中で75歳になった方は誕生日前後の医療保険制度で限度額が半分ずつになります。  
(1日生まれの方は影響がないため対象外です)

### 入院時の食事療養費

要 件		食事負担金
住民税課税世帯		1食 260円
低所得者	90日までの入院	1食 210円
	90日を超える入院 (過去12カ月の入院日数)	1食 160円
低所得者		1食 100円

～対象になる方～

本町の住民で満75歳以上の方および一定の障害のある満65歳以上の方

～問合先～

役場住民保険課後期高齢者医療係 電話 42 - 2111内線554・555  
音更町元町2番地

## 総合検診

初期のがんのほとんどが、自覚症状がないため、がん検診を定期的に行うことで早期発見・早期治療をすることが大切です。がん検診にあわせて、肝炎・エキノコックス・歯科検診も同時に受けられます。春と秋に行っていますのでどちらかをお受けください。

### ～ 検診内容 ～

胃がん検診：胃バリウム検査（35歳以上の方）

肺がん検診：胸部X線検査（35歳以上の方）

（喀痰検査～必要な方のみ）

大腸がん検診：便潜血反応検査（35歳以上）

（事前に便を採るセットを郵送します）

前立腺がん検診：血液検査（50歳から74歳までの男性）

C型肝炎：血液検査（肝炎ウイルス検査、40歳以上で過去に検査したことのない方）

エキノコックス症検診：血液検査（15歳以上の方）

成人歯科検診：歯周病を中心とした口腔内の検査（20歳以上の方）

それぞれの検診を選んで受けることができます。また、各検診は70歳以上の方と生活保護世帯の方は無料です。

### ～ 日 程 ・ 料 金 ～

広報等でお知らせします

### ～ 場 所 ～

総合福祉センター及び木野コミュニティセンター

### ～ 申込方法 ～

電話で保健センターへお申し込みください。

### ～ 問合先 ～

保健センター 電話 42 - 2712

音更町新通8丁目5番地

## 骨粗しょう症検診

骨粗しょう症とは、骨からカルシウムが溶けだし、骨がすかすかになって軽石状態となり、骨折や日々の痛みなど日常生活に支障をきたす病気です。特に閉経後の女性はホルモンバランスの影響で骨粗しょう症が起きやすく、早期発見、早期治療のために定期的に検診を受けることが大切です。

### 集団検診

～対象となる方～

18歳以上の町民

～内 容～

骨密度測定（腕の骨のX線検査）

～日 程・料 金～

集団検診は、広報掲載等で周知いたします。

～問合先・申込み～

音更町保健センター 電話 42 - 2712

音更町新通8丁目5番地

### 個別検診

～対象となる方～

年度末年齢40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳・70歳になる方

～内 容～

骨密度測定

～料 金～

1,100円

～日 程～

指定医療機関に電話予約し、検診を受けることができます。

～問合先・申込み～

個別検診の場合の指定医療機関

佐治整形外科クリニック 電話 31 - 6111

音更町木野大通東14丁目1番地6

70歳以上の方と生活保護世帯の方は無料です。

## 子宮がん、乳がん検診

子宮がん、乳がんは無症状の場合も多いことから発見が遅れることがあります。しかし、今では、がんは治せる病気になりつつあり、定期的な検診を受け、早期発見、早期治療することが大切です。

### ～対象となる方～

子宮がん検診 20歳以上の町民

乳がん検診 40歳以上の町民

いずれも年度末（3月31日）現在、偶数年齢の方

### ～検査項目～

子宮がん検診

内容：頸部がん検査（全員実施）

体部がん検査、経膈超音波検査（医師が必要と認めた方）

乳がん検診

内容：一次検診～問診、マンモグラフィー、視触診

二次検診～医師が必要と認めた場合にX線検査や超音波検査を行います（健康保険が適用されます。）

### ～日 程～

広報掲載等で周知いたします。

### ～会 場～

保健センター及び木野コミュニティセンター（集団検診）

指定医療機関（個別検診）

### ～申込み・問合せ先～

保健センター 電話 42 2712

音更町新通8丁目5番地

なお、対象年齢の方で子宮がん検診、乳がん検診を受ける場合は、町で指定した医療機関でも随時受けることが出来ますので、希望の方は上記までお問合せください。（個別検診）

## 成人歯科検診（個別）

歯、口腔の働きには、食べ物をとる、噛みくたく、飲み込む、味わうなど食事にかかわる働きのほか、話す、笑う、歌う、顔の自然な表情を保つなど、日常生活を生きいきと送るために大切な働きが数多くあり、歯の健康は、元気の源です。そのため、早期発見、早期治療に結びつけるための検診です。

### ～ 検査項目 ～

歯周病疾患の早期発見のための歯肉のチェック、歯石量の確認、唾液の酸性度測定、唾液の潜血反応

### ～ 実施方法 ～

町内指定歯科医院で個別に受けることができますので、直接予約してください。

### ～ 対象となる方 ～

20歳以上の町民

### ～ 検診料金 ～

500円

### ～ 問合先 ～

音更町保健センター  
音更町新通8丁目5番地

電話 42 - 2712



## 成人インフルエンザ予防接種

インフルエンザは普通の風邪よりも感染力が強く、重症になりやすい病気です。インフルエンザにかからない、またはかかっても軽い症状で済ませるため、流行する前に予防接種をします。効果は予防接種後2週間以降ですので、できるだけ11～12月に受けておくのが効果的です。

### ～対象となる方～

接種日に満65歳以上の音更町民

### ～内 容～

インフルエンザワクチンの予防接種 1回

(65歳以上の方は、1回の接種で十分な効果があります。)

### ～料 金～

町より1回のみ1,000円の助成がありますので、医療機関での接種料金との差額を自己負担していただきます。

### ～指定医療機関～

町内の指定医療機関

詳しくは広報掲載等で周知いたします。

### ～問合先～

音更町保健センター 電話42-2712

音更町新通8丁目5番地

## 健康相談・栄養相談

日頃の病気や健康、食生活などの不安、悩みなどについて、医師、保健師、管理栄養士が相談に対応いたします。

内容：血圧測定、尿検査、診察、健康相談、栄養相談

場所：保健センター・木野コミュニティセンター

日時：月曜日（指定された地区の方、送迎あり）

木曜日（音更・木野地区）

受付時間 9:30～11:00 開催日は広報で確認するか、事前にお問合せください。

～問合せ先・申込み～

音更町保健センター 電話 4 2 - 2 7 1 2

音更町新通 8 丁目 5 番地



## 身体障害者が利用できる福祉サービス (高齡者福祉編)

高齡者は、加齡に伴って病気がちになったり、身体に障害をきたす状態になることも少なくありません。

ここでは、身体に障害を持った高齡者の日常生活を支援する福祉制度について、どのようなものがあるか、その種類と概要、手続などを説明いたします。



## 身体障害者手帳

身体障害者手帳の交付を受けることにより、医療費の助成や補装具費の支給など各種の援助、税金の控除等の制度が利用できます。

身体障害者手帳の交付手続きは、福祉課障がい福祉係が窓口となっています。

身体障害者手帳の交付まで（約1ヶ月程度かかります）

指定医師へ受診（診断書作成）

福祉課障がい福祉係へ申請書、診断書、写真の提出

十勝支庁へ申請書等の送付（審査、手帳の交付決定）

福祉課障がい福祉係へ返送

申請者へ交付

～手続き・問合せ先～

役場福祉課障がい福祉係 電話 4 2 - 2 1 1 1 内線 5 2 6 ・ 5 2 7  
音更町元町 2 番地

1 身体障害者手帳の交付を受けるには ……………  
身体に一定の永続する障害がある場合に身体障害者手帳の交付を受けることができます。

15歳以上の方は、本人の名前で申請してください。

15歳未満の方は、保護者の名前で申請してください。

また、申請に際しては、指定されている医師の診断書が必要ですので窓口でお尋ねください。

【必要な書類等】

申請書 （障がい福祉係にあります）

指定医師の診断書 （ " ）

印 鑑

写 真 1枚（無帽上半身、たて4cm×よこ3cm）

- 2 身体障害者手帳を紛失、破損したとき ……………  
再交付の申請をしてください

【再交付に必要な書類】

再交付申請書（障がい福祉係にあります。）

印 鑑

写 真 1枚（無帽上半身、たて4cm×よこ3cm）

- 3 障害の程度が変わった場合 ……………  
手帳交付を受けた後、障害の程度が変化し（軽くなったまたは重くなった）とき、または、新たな障害が生じたときは、再交付の申請をしてください。

【再交付に必要な書類等】

再交付申請書（障がい福祉係にあります。）

指定医師の診断書（障がい福祉係にあります。）

印 鑑

写 真 1枚（無帽上半身、たて4cm×よこ3cm）

- 4 氏名、住所が変わったとき ……………  
必ず障がい福祉係で変更の手続きをしてください。

【変更に必要な書類等】

変更申請書（障がい福祉係にあります。）

身体障害者手帳

氏名変更の場合は、証明になるもの（健康保険証など）

- 5 手帳の返還について ……………  
障害が無くなったとき、または、不幸にして死亡されたときは、必ず手帳を障がい福祉係へ返還してください。（本人死亡により手帳が不明の時も届出してください。）

【返還に必要な書類等】

返還届出書（障がい福祉係にあります。）

身体障害者手帳

## 交通機関の料金割引制度

交通機関の料金割引制度として次の各制度がありますのでご利用ください。

### 1 JR 旅客運賃割引制度 ……………

身体障害者が、JR の鉄道、バスを利用する場合は、運賃が半額となります。

#### (1) JR 鉄道に乗る場合

##### 【手続方法】

次のア～ウについては、購入の際、駅の窓口へ身体障害者手帳を提示してください。

#### ア 普通乗車券、急行券

割引となる場合	普通乗車券	急行券
第1種身体障害者と介護者がともに乗車する場合	キロ数に関係なく 各々5割引	同 左 (各々5割引)
第1種身体障害者が単独で、乗車する場合 第2種身体障害者が単独で、乗車する場合	片道100キロを超える場合のみ5割引	割引なし

#### イ 定期券

- ・第1種身体障害者が介護者とともに乗車する場合  
本人、介護者とも5割引
- ・12歳未満の第2種身体障害者が介護者とともに乗車する場合  
介護者のみ5割引(小児定期券の割引なし)  
このほかの第2種身体障害者の方は、定期券は、割引されません。

#### ウ 回数券

- ・第1種身体障害者が介護者とともに乗車する場合  
本人、介護者ともに5割引  
(回数券にスタンプ表示がされます)

(2) JRバスに乗る場合

ア バス運賃

割引となる場合	バス運賃	対象者
第1種身体障害者と介護者がともに乗車する場合	キロ数に関係なく 5割引	本人と介護者
第1種身体障害者が単独で、乗車する場合		本人のみ
第2種身体障害者が単独で、乗車する場合		

【手続方法】

バスを降りるときに身体障害者手帳を提示してください。

イ 定期券

- ・第1種身体障害者が介護者とともに乗車する場合  
本人、介護者とも3割引
- ・12歳未満の第2種身体障害者が介護者とともに乗車する場合  
介護者のみ3割引（小児定期券の割引なし）  
このほかの第2種身体障害者の方には、定期券の割引はされません。

【手続方法】

購入窓口へ身体障害者手帳を提示してください。

2 十勝バス・拓殖バスに乗る場合 .....

十勝バス・拓殖バスに乗車した場合も運賃が割引されます。

対象者 身体障害者手帳を所持する方

割引内容 5割引（介護者は、運転者が認めた場合）

3 フェリーの運賃割引 .....

フェリーの運賃も割引となる場合があります。

ただし、各フェリー会社によって割引内容や割引率などが異なりますので乗船券発売窓口でお尋ねください。

4 航空運賃割引制度 .....

12歳以上の身体障害者の方が定期航空路線の国内線を利用する場合に割引されます。

対象者	割引率	手続方法
第1種身体障害者と介護者 (12歳以上)	本人、介護者共 25～37%割引	航空券販売窓口以身障手帳を提示
第2種身体障害者	本人のみ25～37%割引	

詳しくは各航空会社の窓口にお問い合わせください。

5 有料道路通行料金の割引 .....

身体障害者が自ら自動車を運転する場合又は、重度の身体障害者若しくは重度の知的障害者が乗車し、その移動のために介護者が自動車を運転して、有料道路（高速道路等）を通行する場合、通行料金の割引を受けることができます。

【手続先】

役場福祉課障がい福祉係 電話 42-2111 内線526・527  
音更町元町2番地

【必要書類】

身体障害者手帳又は療育手帳 運転免許証 車検証

ETCを搭載している場合、上記のほか

ETCカード ETC車載器セットアップ申込者又は証明書  
手帳に割引の証明を押印します。

割引率	自動車の種類	有料道路の種類
50%	乗用自動車 普通・小型・軽自動車  貨物自動車 ライトバン等 (営業用の自動車を除く)	高速自動車国道 一般有料道路 首都高速 阪神高速道路 本州四国連絡道路 指定都市高速道路など

なお、有効期間は2年となっておりますので、継続して割引を受けようとする場合には更新の手続きが必要です(期間終了の2ヶ月前より更新可)。



7 その他 .....

(1) 人工透析に要する交通費助成(腎臓機能障害者通院交通費助成)

腎臓の機能に障害を有する者が、人工透析法による医療を受けるために、医療機関への通院に要した交通費の一部を助成いたします。

~手続き・問合せ先~

役場福祉課障がい福祉係 電話 42 - 2111 内線526・527  
音更町元町2番地

(2) タクシー運賃の割引

身体障害者手帳・療育手帳交付を受けている方が、タクシーを利用したとき、乗車時に手帳を提示することで、料金の1割が割引されます(精算時に手帳を提示した場合は、割引できません)

~問合せ先~

役場福祉課障がい福祉係 電話 42 - 2111 内線526・527  
音更町元町2番地

帯広市ハイヤー協同組合 電話 23 - 2141

(3) 難治性疾患通院交通費助成

北海道特定疾患治療研究事業治療疾患対象者のうち、十勝管外の医療機関への通院に要した交通費の一部を助成します。

~手続き・問合せ先~

役場福祉課障がい福祉係 電話 42 - 2111 内線526・527  
音更町元町2番地

## 年金・手当等

### 1 障害基礎年金 .....

国民年金の被保険者又は、被保険者であった方が病気やケガで障害者になったときに、その障害の程度により支給されます。

病気やケガで初めて医師にかかった日（初診日）までの加入期間のうち、3分の2以上の保険料納付済（免除）期間があるか、又は、平成28年3月31日までの間は初診日以前1年間保険料の未納がないことが必要です。

#### ・障害の程度が認定される日

初診日から1年6ヶ月たった日又はその以前に症状が固定した日を障害認定日といい、障害の程度により1級、2級に分けられます。

#### ・20歳以前の障害者にも障害基礎年金

初診日が20歳未満であった障害者も、20歳から障害基礎年金が支給されます。なお、所得制限があります。

#### ・事後重症制度

障害認定日には障害の程度が軽くて、障害年金が支給されなかった人が、その後65歳になるまでの間に障害が重くなり、2級以上に該当すると請求日の翌月から支給されます。（ただし、請求行為は、繰上請求していない人で65歳未満でなければ該当しません。）

#### ～手続き・問合せ先～

役場住民保険課 保険年金係 電話 42 - 2111 内線 548  
音更町元町2番地

### 2 障害厚生年金・障害手当金 .....

サラリーマン等が厚生年金加入期間中に初診日のある病気やケガで障害者となった場合に支給対象となります。

なお、障害者基礎年金と同じ保険料納付要件があります。

1級・2級の障害厚生年金には、1級・2級の障害基礎年金も合わせて支給されます。

また、厚生年金の独自の給付として、1～2級に該当しない軽い障害には、「3級障害年金」、さらにこれより軽い場合には、一時金で「障害手当金」が支給されます。

#### ～手続き・問合せ先～

帯広社会保険事務所 電話 65 - 5002  
帯広市西1条南1丁目

## 医療費等の助成

### 1 重度心身障害者医療費助成制度 .....

～自己負担～

就学前及び住民税非課税世帯の方

自己負担分は全額助成されます。

住民税課税世帯の方

医療費の1割負担

(月額上限額 通院 12,000円 入院 44,400円)

入院時の食事療養標準負担額・生活療養標準負担額・訪問看護基本利用料は自己負担となります。なお、訪問看護基本利用料にはつぎのとおり月額の上限があります。

・就学前及び住民税非課税世帯の方 1割分 8,000円

・住民税課税世帯の方 1割分 12,000円

～対象者～

・身体障害1・2級の方

・身体障害3級(心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害に限る)の方

・重度の知的障害者(療育手帳A)の方

・精神保健福祉手帳1級の方(通院のみ対象)

但し、生活保護者、措置により児童福祉施設に入所している方は対象となりません。また、いずれかの健康保険に加入していることが条件です。

～必要書類～

・障害を証明できる身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳または診断書(診断書は、所定の用紙があります)

・健康保険証

・印鑑

～手続き・問合せ～

役場住民保険課医療給付係 電話 42-2111 内線 552・553  
音更町元町2番地

### 2 治療用装具 .....

通院や入院中に医師が治療するため必要としたもののうち、治療用装具として認められるものがありますので、各健康保険の窓口へ申請してください。

重度医療の対象となっている方は、更に役場住民保険課医療給付係へ申請すると自己負担分の一部が助成されます。

～手続き・問合せ～

役場住民保険課医療給付係 電話 42-2111 内線 552・553  
音更町元町2番地

### 3 自立支援医療（更生医療）の支給 .....

「更生医療」とは、日常生活や職業訓練などをするために、障害を軽くしたりその機能を回復させたりする手術を行う特別な医療です。

なお、医療費の負担割合は原則 1 割ですが、収入および所得課税状況により、負担額が軽減されます。

～対象者～

満 18 歳以上で身体障害者手帳の交付を受けている方

～手続きに必要なもの～

- ・更生医療給付申請書（用紙は役場障がい福祉係にあります）
- ・更生医療給付意見書（指定医療機関で記入してもらうもので、用紙は役場障がい福祉係にあります。）
- ・身体障害者手帳
- ・印 鑑
- ・健康保険証

～手続き・問合せ先～

役場福祉課障がい福祉係 電話 42 - 2111 内線 526・527  
音更町元町 2 番地

### 4 人工透析・血友病の医療費の給付 .....

（長期高額特定疾病医療給付）

人工透析・血友病で長期にわたり高額な医療費がかかる場合、本人の自己負担が月額 1 万円（人工透析を要する上位所得者は 2 万円）までとなります。

～対象者～

- ・人工透析を受けている慢性腎不全の方
- ・血友病の方
- ・抗ウィルス剤を投与している後天性免疫不全症候群の方

～手続きの方法～

長期高額特定疾病医療費給付を受ける場合、加入している健康保険で認定を受けることになります。

～手続き・問合せ先～

- ・国民健康保険加入者の場合  
役場住民保険課医療給付係 電話 42 - 2111 内線 552  
音更町元町 2 番地
- ・その他健康保険加入者の場合  
各健康保険窓口でお尋ねください。

5 特定疾患治療 .....

原因が不明で治療方法が確立していない、いわゆる難病といわれている疾患について、その治療にかかる医療費の助成を受けることができます。

～対象者～

スモン、ベーチェット病、重症筋無力症、劇症肝炎、強皮症、多発性硬化症、パーキンソン病、ピュルガー病など（他に36の疾患があり）と診断された方

～必要書類～

特定疾患医療受給者証新規申請書

臨床調査個人票

世帯調書（国保の方のみ）

世帯全員の住民票

健康保険証のコピー

同意書

生計中心者等の所得税を証明する書類

申請に必要な書類は、保健所にあります。

～手続き・問合せ先～

帯広保健所 電話 27 - 8637

帯広市東3条南3丁目

## 日常生活用具の給付

在宅の重度身体障害者に対して、特殊寝台などの日常生活用具を給付し、日常生活の便宜を図ります。

なお、用具購入費用の原則 1 割を負担していただきます。

### ～対象者～

重度の身体障害者手帳の交付を受けた方（但し、介護保険要介護（要支援）認定を受けた方又は認定を受けられる身体状況にある方を除く）

### ～用具の種類～

便器・特殊寝台・特殊マット・入浴担架・体位変換器・盲人用時計  
盲人用体温計・聴覚障害者用屋内信号装置・ストマ用装具等

### ～手続き・問合せ～

役場福祉課障がい福祉係 電話 42 - 2111 内線 526・527  
音更町元町2番地

## 補装具費の支給

補装具とは、身体の失われた部分や思うように動かすことのできないような障害のある部分を補って、日常生活や職業生活をしやすくするために必要な用具のことで、補装具を購入・修理する際の費用を支給します。

なお、費用の原則 1 割を負担していただきます。

### ～対象者～

身体障害者手帳の交付を受けた方（但し、車椅子等については、介護保険法の福祉用具貸与が優先となります）

### ～補装具の種類～

盲人安全杖・義眼・補聴器・義肢（義手、義足など）・車椅子・  
電動車椅子・重度障害者用意志伝達装置

### ～手続き・問合せ～

役場福祉課障がい福祉係 電話 42 - 2111 内線 526・527  
音更町元町2番地



## 各 種 相 談 窓 口

各種サービス・制度について紹介してまいりましたが、ここでは、多岐にわたる相談窓口を紹介いたします。

ご不明の点は、次の相談窓口にお問合せください。



## 1 保健福祉サービスの利用等に関する相談 **=====**

寝たきりや認知症、虚弱等により介護が必要となった場合には、お気軽にご相談ください。介護方法や福祉用具の選定、保健福祉サービスの利用方法等について、介護支援専門員（ケアマネジャー）の資格を持った保健師、看護師等が相談に対応いたします。

～相談先～

- ・音更町地域包括支援センター介護福祉課 電話 32 - 4567  
音更町新通8丁目5番地
- ・音更町在宅介護支援センター柳町 電話 30 - 3115  
音更町柳町北区1番地（デイサービスすずらん内）
- ・木野在宅介護支援センター花びより 電話 32 - 3287  
音更町宝来東町南1丁目12番地6 メゾンドフルーレ103
- ・緑陽台在宅介護支援センター音更病院 電話 31 - 7111  
音更町緑陽台南区2番6 音更病院内
- ・まちかど相談所長澤薬局 電話 42 - 2069  
音更町大通5丁目2番地

## 2 介護保険料やサービス利用料の減免等に関する相談 **====**

介護保険料やサービス利用料の減免に関する相談をお受けいたします。

～相談先～

役場福祉課介護保険係 電話 42 - 2111 内線 512  
音更町元町2番地

### 3 介護保険に関する苦情相談 --- ---

要介護（要支援）認定をはじめ、介護サービスの利用やサービス内容等に関する相談、要望、苦情等がありましたら遠慮なくお寄せください。

～相談先～

- ・音更町地域包括支援センター介護福祉課 電話 32 - 4567  
音更町新通8丁目5番地

なお、介護保険に関する苦情は、下記にも申立ができます。

- ・介護認定に関する苦情窓口  
北海道保健福祉部福祉局  
電話011 - 231 - 4111  
札幌市中央区北3条西6丁目
- ・介護サービスに関する苦情窓口  
北海道国民健康保険団体連合会介護保険課企画苦情係  
電話011 - 231 - 5175  
札幌市中央区南2条西14丁目

### 4 障害者に関する相談 --- ---

障害者（身体・知的・精神）のサービス利用に関する相談に対応いたします。

～相談先～

- 役場福祉課障がい福祉係 電話42 - 2111 内線526・527  
音更町元町2番地

### 5 生活保護に関する相談 --- ---

生活に困っている方の生活保護に関する相談に対応いたします。

～相談先～

- 役場福祉課福祉係 電話42 - 2111 内線523  
音更町元町2番地

## 6 健康に関する相談

---

---

心身の健康状態について、心配なことがありましたら、お気軽にご相談ください。医師、保健師、管理栄養士が相談に対応いたします。

～相談先～

音更町保健センター 電話 4 2 - 2 7 1 2  
音更町新通 8 丁目 5 番地

## 7 悩みごと相談（人権・行政・暮らしの相談）

---

---

離婚、相続、不法行為、名誉毀損、脅迫など、家事・民事・刑事・行政・税務・労働等の相談に対応いたします。

～相談日～

毎月 1 0 日 （総合福祉センター）  
毎月 2 0 日 （木野コミュニティセンター）  
土日祝祭日の場合は、翌日となります。

～連絡先～

役場企画課住民活動係 電話 4 2 - 2 1 1 1 内線 2 2 7  
音更町元町 2 番地

## 8 法律相談

---

---

不動産相続や金銭問題など法律に関する相談を行う「定例町民法律相談」を開設しています。事前の予約が必要です。

～開催日程～

原則として、毎月第 4 月曜日 午後 1 時 3 0 分～ 3 時 3 0 分  
相談日が祝日の場合、翌日となります。  
1 人の相談時間はおおむね 2 0 分以内です。

～会場～

奇数月は木野コミュニティセンター、偶数月は総合福祉センター

～申込み先～

役場企画課住民活動係 電話 4 2 - 2 1 1 1 内線 2 2 7  
音更町元町 2 番地



## 知ってトクする豆知識



## 成年後見人制度

加齢や障害のために判断能力が十分でない方（認知症高齢者・知的障害者・精神障害者など）の権利を擁護するため、四親等内の親族らが家庭裁判所に申し立てを行うことにより、財産の管理や介護保険サービスの契約、生活支援を担う後見人等を選任する制度です。

～こんな時に利用出来ます～

使うはずもない高額な健康器具などを頼まれるとつい買ってしまう。  
寝たきりの父の面倒をみて財産管理をしてきたが、他の兄弟から疑われる。  
両親が死亡した後、知的障害を持つ子供の将来が心配。

～判断能力に応じて区分されます～

区 分	本人の判断能力	援助者	
後 見	全くない	成年後見人	監督人を選任することがあります。
保 佐	特に不十分	保 佐 人	
補 助	不十分	補 助 人	
任意後見	本人が、認知症の症状の発症や進行に備えて、あらかじめ財産管理等の事務を選任する場合		

～申立先～

釧路家庭裁判所帯広支部 電話 23 - 5141  
帯広市東8条南9丁目1番地

～問合先～

音更町地域包括支援センター 介護福祉課 電話 32 - 4567  
音更町新通8丁目5番地

なお、本町では、成年後見人制度の相談を司法書士の専門家をお願いしております。詳細についてはお問い合わせください。

## ==== 地域福祉権利擁護事業 =====

高齢や障害により日常生活を営むのに支障のある在宅生活の方で、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理などの援助を行うことにより、地域で自立して生活が送れるよう、生活支援員が本人のもとにうかがってお手伝いする制度です。

### ～ サービス内容～

#### 福祉サービス利用援助

福祉サービスについての情報提供や利用手続きのお手伝い

利用している福祉サービスの苦情を解決するためのお手伝い

#### 日常的な金銭管理

公共料金の支払いや年金受領の確認、預金から生活費の払い戻しなど、

日常的なお金の管理のお手伝い

#### 書類等の預かり

定期預金通帳や年金証書など、なくしては困る大切な書類の預かり

(保管は金融機関の貸金庫を利用します)

### ～ 利用料～

1回(1時間程度)の利用で、利用料金1,200円と生活支援員の交通費実費分(車の場合は一律300円)

生活保護者は無料です。

### ～ 問合せ先～

・北海道地域福祉生活支援センター十勝地区センター 電話20-6001  
帯広市東3条南3丁目 十勝支庁内

・音更町社会福祉協議会 電話42-2400  
音更町大通11丁目1番地

## 要介護認定に係る税金の控除

要介護（要支援）認定者の障害者控除について

介護保険の要介護（要支援）認定者で65歳以上の方が、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていない場合に、町の認定を受けて所得税法（地方税法）上の障害者控除に該当する場合があります。

～内容～

要介護認定者等が障害者及び特別障害者に準じる者として認められるか否かについて、審査・判定を行い、町より認定書が交付され、税務署等に申告することにより税金の控除が受けられます。

～申込先・問合せ～

音更町役場福祉課障がい福祉係 電話 42 - 2111 内線 526・527  
音更町元町2番地

～申告先～

帯広税務署 電話 24 - 2161  
帯広市西5条南6丁目1番地  
音更町役場税務課住民税係 電話 42 - 2111 内線 573  
音更町元町2番地

～障害の程度及び控除額一覧～

区 分	身体障害者	知的障害者	精神障害者	所得税 控除額	住民税 控除額
特別障害者	1～2級	A判定	1級	40万円	30万円
障 害 者	3～6級	B判定	2～3級	27万円	26万円

## 介護サービス利用料に係る医療費控除について

医療費控除とは、医療費の合計が1年間で一定額を超えた場合に、申告すると納付した税金の一部が還付される制度です。

通常、病院や歯科医院などで治療をした費用が、医療費控除の対象とされますが、要介護(要支援)認定を受けて、利用した介護サービス費用にも、医療機関で治療をした医療費と同様に医療費控除の対象となります。

### ～対象となるサービス～

#### 居宅サービス

- ア)(介護予防)訪問看護
- イ)(介護予防)訪問リハビリテーション
- ウ)(介護予防)居宅療養管理指導
- エ)(介護予防)通所リハビリテーション
- オ)(介護予防)短期入所療養介護

上記のア～オのサービスと併用して利用する場合のみ、下記のカ～サのサービスも医療費控除の対象となります。

- カ)(介護予防)訪問介護(但し、生活援助を除く)
- キ)(介護予防)訪問入浴介護
- ク)(介護予防)通所介護
- ケ)(介護予防)短期入所生活介護
- コ)(介護予防)認知症対応型通所介護
- サ)(介護予防)小規模多機能型居宅介護

#### 施設サービス

- ア)特別養護老人ホーム
- イ)介護老人保健施設
- ウ)介護療養型医療施設

上記介護サービスを利用した場合に、支払った自己負担額(施設の場合は、食費、居住費も含みます)が医療費控除の対象となります。

ただし、特別養護老人ホームは、介護費と食費、居住費に係る自己負担額の2分の1に相当する額が控除対象となります。

### ～問合せ先～

- ・音更町地域包括支援センター介護福祉課 電話 3 2 - 4 5 6 7  
音更町新通 8 丁目 5 番地
- ・利用している各介護保険サービス事業所

おむつに係る費用の医療費控除の証明について

寝たきりなどで、医師が治療上、おむつを使用することが必要であると認められた場合に、おむつに係る費用が医療費控除の対象となります。

その場合、医師が発行する「おむつ使用証明書(有料)」が添付書類として必要になります。ただし、2年目以降も引き続き同控除を受ける方については、町が発行する確認書(おむつ使用者が寝たきり状態で、尿失禁等を主治医の意見書で確認した場合)でも医療費控除の添付書類として認められます。

～問合先・申請先～

音更町地域包括支援センター介護福祉課 電話 3 2 - 4 5 6 7  
音更町新通 8 丁目 5 番地



---

---

## 高齢者のための保健福祉ガイド

---

---

平成21年9月

発 行 音 更 町

編 集 音更町地域包括支援センター介護福祉課

音更町新通8丁目5番地

TEL 32 - 4567

FAX 32 - 4576

---